

仕様書における計算手法およびモデルに関する技術的検討
「契約の認識および認識の中止・契約の境界線」について

2021年3月5日

本資料の目的

1. 日本アクチュアリー会においては 2019 年度、保険負債の妥当性（適切性）検証の検討を行うため、ソルベンシー検討WG（生保・損保）の活動を自発的に再開した。これは、2019 年度より金融庁フィールドテスト仕様書において保険負債検証レポートの提出が求められていることに関連したものである。
2. また、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の報告書（令和 2 年 6 月 26 日）においては、保険負債の計算・検証方法等に関するガイダンスに関する部分で、「実務的に有用かつバランスの取れたガイダンスとするためには、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携しつつ、検討を深めていくことが考えられる。」との意向が示されている。
3. また、2020 年度、当WGは金融庁より「保険負債の妥当性検証に関する検討（2020 年 7 月 21 日）」（以下、2020 検討レポート）を受領し、WGにおいてその説明を受けており、保険負債評価の妥当性を確保する上で様々な課題意識を共有していただいているところである。
4. 当資料は、2020 検討レポートにおいて示された課題について、各社における 2019 年度のフィールドテストでの実務内容に関するアンケートを行い、その共有を進めることにより、金融庁との連携・協議に資することを目的としている。
5. とりわけ、当資料のテーマ「契約の認識および認識の中止・契約の境界線」に関しては、2020 検討レポートにおいて、具体的に以下のような課題意識が示されている。
 - (1). 契約の認識や契約の境界線の判断基準については、各社間で解釈に幅が生じ得ると考えられるため、日本の保険会社の一般的な商品や実務等に照らした一定のガイドラインや明確化を行なうことが考えられるか。
6. 当資料は、上記、2020 検討レポートの指摘事項に関係のある、当WG内での議論や意見をまとめている。

当 WG において共有された意見・例示等

7. 当WGにおいては「契約の認識および認識の中止・契約の境界線」について以下のような考え方や例示が紹介された。

(1). 契約の認識について

- ・ 契約の認識方法については、「先日付契約の取り扱い」が主な論点であると考えられるが、これは仕様書の記載に不明確な点がある訳ではなく、以下のように仕様書が現行会計や IFRS17 と異なる基準となっていることから、仕様書の基準通りの取り扱いを行う場合に二重の対応を要すること等による対応ロードの増加や開示の際の分かりづらさ等につながる可能性が懸念されるというものである。

<仕様書（96 項）>

保険契約は、保険会社が契約の当事者となったときに認識され、当該契約に関連する全ての義務が消滅するまで認識し続けることとする。現在推計の計算においては、基準日に認識されている全ての契約を考慮することとする。

<現行会計や IFRS17 における基準>

- 現行会計基準では、保険責任の開始時点より（始期日ベースで）認識されるのが一般的である。
- IFRS17 では、不利な契約については始期日前でも契約を認識することとなっており、始期日前より契約を認識する対象が不利な契約に限定されている。

- ・ 仕様書に不明確な点はないことから、仕様書と異なる取り扱いが許容されるかどうかは、プロポーショナルリティ原則（25～27 項）に従い判断されるべきと考えられる。例えば、以下のようなケースが考えられる。

例：仕様書と異なる取り扱いが許容される例

- 仕様書で算出対象となる契約に占める始期日前契約の規模に、金額的重要性がないことが過去データ等に基づき示すことが出来るため、現行会計基準と同様に始期日ベースで契約の認識を行う。
- 不利な契約のみ始期日前契約も認識することは、仕様書に則った認識と比較して、より保険負債を保守的に見積もっていると言えることから、IFRS17 の基準に基づいて契約の認識を行う。

(2). 元受契約に関する契約の境界線

- ・ 元受契約に関する契約の境界線については、仕様書（102 項）における以下の記述の解釈・判断が論点となる。
 - a. 「契約を終了させるまたは支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する日」
 - b. 「保険料または給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる一方的な権利を有する日」

■ 102 項 a について

- ・ 102 項 a は、保険会社が更新時の継続可否に関する一方的な権利を有しているかを問う項目であると考えられ、約款等の規定に基づき、法的な権利を有するかどうかにより判断するものと考えられる。
- ・ 一方で 24 項（経済実態の優先）に照らし、以下のケース（①、②）において、約款における法的な権利を有していても、経済実態上一方的な権利を有しないと見做す取り扱いを行うことが出来るかどうかについては、WG 内でも意見が分かれた。
- ・ 生保会社においては、「経済実態上、一方的な権利を有しているとは考えられない例に該当する」との意見が大宗を占めたが、損保会社においては、あくまで約款等における法的な権利に基づくべきとの意見が多く、「経済実態上、一方的な権利を有しているとは考えられない例に該当しない」との意見が過半を占めた。主要な意見の例示について以下に紹介する。

<議論の対象となったケース（経済実態を考慮すべきかどうか）>

① 保険会社が実際に更新を拒否することが出来ないような場合

法人契約で当該契約者の福利厚生制度に組み込まれているなどにより、契約者の同意を得ることなく更新を拒否すれば契約者の期待を大きく損なうことになってしまう場合など、保険会社が実際に更新を拒否できないと想定されるケース

② 保険会社が実際に更新を拒否しないことが想定される場合

法人契約等で、団体規模等に関する要件（一定数以上の加入者数、一定率以上の加入率等）を充足する限りにおいては、更新を継続する取り扱いを保険会社で規定している場合など、保険会社が実際に更新を拒否しないことが想定されるケース

<アンケート結果（生保・損保）>

選択肢	生保		損保	
	該当する	該当しない	該当する	該当しない
①	22	6	11	21
②	21	7	18	14

<主な意見>

経済実態を考慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 福利厚生制度に組み込まれている場合などは、保険会社の公共性やフィデューシャリー・デューティの観点などから、保険会社が更新を拒否できないと考えられる。 ● 更新を継続する取り扱いを保険会社で規定している場合でも、文書化され改廃手続き等が厳格な定めの中で運営されているのであれば、実態として拒否しない蓋然性が高いと考えられる。
------------	--

法的な権利により判断すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業価値評価を行う目的であれば、経済実態を踏まえ、一方的な権利を有していないと捉える余地はあるが、健全性を評価する目的では、「経済実態」も「保険会社が拒否しようと思えば拒否できる」かどうかの視点で捉えるべき。 ● 更新を継続する取り扱いを保険会社で規定している場合、規程の変更権限を保険会社が有している限り、必要があれば規定内容を変更できるため、更新を拒否する権利を有していると考えられる。
---------------	--

■ 102 項 b について

- ・ 102 項 b は、更新時に保険料・給付金に対して「リスクを完全に反映する」権利が保険会社側にあるかを問う項目であり、大宗の保険契約についてはリスクを反映する権利は保険会社側が有すると考えられるものの、「完全な反映」の解釈については WG 内でも意見が分かれた。
- ・ 102 項 b に照らし、以下のケース（①～④）において、「保険料または給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる」との条件への該当有無に対して意見を募集した。
- ・ 生保会社では、少なくとも個別のリスク再査定を実施していれば「リスクの完全な反映に該当する」との意見が大宗を占めたが、損保会社では、そもそも本項ではリスクの反映を行う権利を問われているのではないかとの意見や、少なくとも保険金支払実績を活用してポートフォリオ全体として料率等をコントロール出来ていれば「リスクの完全な反映に該当する」との意見が大宗を占めた。主要な意見の例示について以下に紹介する。

<議論の対象となったケース（リスクを完全に反映できるかどうか）>

- ① リスクの再査定を行っていないが、被保険者（群団）の経年変化（年齢上昇等）を反映した保険料率の設定が可能な場合
- ② リスクの再査定を行っていないが、保険金支払実績等を活用し、リスク顕在化の影響を反映した保険料率または保険金の設定が可能な場合
- ③ 新契約の引受時より簡素な再査定にとどめるが、保険金支払実績等を活用し、新契約と同程度にリスクを反映した保険料率または保険金の設定が可能な場合
- ④ 新契約の引受時と同様の再査定を行い、新契約と同程度にリスクを反映した保険料率または保険金の設定が可能な場合

<アンケート結果（生保・損保）>

選択肢	生保		損保	
	該当する	該当しない	該当する	該当しない
①	4	31	11	15
②	13	17	20	10

③	24	7	25	4
④	28	4	27	4

<主な意見>

- 約款上料率改定の権利を有していれば、リスクの完全な反映に該当する。
 - ▶ そもそも本項はリスクの反映を行う「権利」を問うものであり、実際の料率変更実施有無に関わらず、リスクを反映する権利を有すると考えられる。
- 保険金支払実績を料率に反映していれば、リスクの完全な反映に該当する。
 - ▶ 保険金支払実績等を活用し、保険料率や保険金の設定が可能な場合、その将来 CF は負にならないと考えられるため、契約の境界線を引くことによる保守的な判断が確保される。
 - ▶ 保険金支払実績等の活用はリスクの査定の一つと考えられ、リスクを反映していると考えられる。
- 少なくとも簡易なリスク再査定、および保険金支払実績の考慮を行っていればリスクの完全な反映に該当する。
 - ▶ 保険金支払実績に加え、簡素なリスク再査定を行なうことで、解約行動を通じたリスク濃縮の影響等も考慮のうえ、新契約と同程度にリスクを保険料率または保険金に反映することが可能な場合には、リスクを完全に反映できると見做すことが出来ると考えられる。
- 新契約時と同様のリスクの再査定を行っていれば、リスクの完全な反映に該当する
 - ▶ 新契約と同様のリスクの再査定を行なった場合、新契約と同程度に（将来に向けての）リスク事象の評価が可能となり、その影響を反映した保険料率または保険金の設定が可能であれば、保険会社はその時点でリスクを完全に反映できる権利を有していると考えられる。

(3). 再保険契約に関する契約の境界線

- ・ 再保険に関する契約の境界線については、通常のプロポーショナル契約等では元受契約と同様に取り扱うものと考えられるが、元受契約と再保険契約の期間のミスマッチがある場合（長期の元受契約に対して、再保険契約が1年間のノンプロポーショナル契約等である場合）の取り扱いが論点となるが、仕様書に照らして可能とされた主要な意見の例示を以下に紹介する。

- 102 項に基づき、再保険料や契約条件を変更する権利の所在を踏まえると、更新契約は契約の境界線外とすることが考えられる。
 - ▶ 当該再保険契約（1年間のノンプロポーショナル契約等）について、対象となる元受契約における保険金支払実績等に応じて再保険料や契約条件等を変更する権利は一般に（再）保険者が有する。
 - ▶ 従って 102 項に従う解釈では、当該再保険契約の更新契約は契約の境界線外とすることが自然。
- 74 項に基づき、再保険契約更新の蓋然性が高い場合には、元受契約の期間中は再保険契約を更

新する前提で評価することが考えられる。

- 74 項（一般的事項）では「再保険回収額は、元受契約および受再契約の現在推計と整合的に計算することとする」とされている。
- これに基づけば、仮に元受契約の期間中に再保険契約を更新する蓋然性が高いのであれば、元受契約と整合的という観点から、元受契約の期間中は再保険契約を更新する前提で評価することが自然。

8. 今後の検討について

- ・ 元受契約に関する契約の境界線に関して、102 項の解釈が分かれ、特に、102 項 a に対して生保会社・損保会社の解釈に幅が存在した。生保会社においては、102 項 a に照らし、約款等の法的形式を満たした場合でも、24 項（一般原則）に照らし、経済実態上、一方的な権利を有しているとは考えられない場合が存在するとの意見が大半を占めた。一方で、損保会社においては、102 項 a に照らし、あくまで約款等の法的形式に基づくべきとの意見が過半を占めた。
- ・ 生保会社・損保会社におけるこれらの意見の相違を解消することは困難であったことから、元受契約に関する契約の境界線については、今後検討を継続することも考えられる。

以上